

諮問書

企 発 第 1 3 8 号
平成27年6月4日

甲府市総合計画審議会
会長 丸 山 正 次 様

甲府市長 樋 口 雄 一

(仮称) 第六次甲府市総合計画の策定の 基準となるべき事項について (諮問)

本市では、平成18年度に、「人がつどい 心がかよう 笑顔あふれるまち・甲府」を目指すべき都市像として第五次甲府市総合計画を策定し、その都市像の実現に向けて諸施策を推進してきたところであり、今年度は計画期間の最終年度にあたります。

この間、人口減少・少子高齢化などの進行により、都市の活力維持や安定的な行政サービスの提供への影響が懸念されるとともに、暮らしの安全・安心対策などへの積極的な取組が求められています。

こうした状況を踏まえ、本市が総合的かつ計画的に施策を推進するため、市政運営の指針として、(仮称) 第六次甲府市総合計画を策定することといたしました。

策定にあたりまして、総合計画の策定の基準となるべき事項について、甲府市総合計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会のご意見を賜りたくここに諮問いたします。

総合計画の策定の基準となるべき事項

- 1 都市像
- 2 将来人口
- 3 基本目標
- 4 施策の大綱



諮問